

## 令和2年第2回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和2年6月16日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 加藤弘文
4 今泉吉人	5 金田敏行	6 金田文子
7 伊藤 武	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 高森陽一郎	12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 議案第33号  
町道路線の認定について  
(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第34号  
町道路線の変更について  
(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第35号  
町道路線の廃止について  
(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第36号  
設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)

日程第5 陳情第2号  
設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

る条例第2条中「予定価格5,000万円以上」を「予定価格1億円以上」に引き上げることを求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第6 所管事務の調査報告

(文教厚生委員長報告)

日程第7 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第8 総務建設委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第9 文教厚生委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第11 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

## 会 議 録

開議 午前8時58分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達していますので、令和2年第2回設楽町議会定例会(第2日)を開会いたします。これから本日の会議を開きます。はじめに町長のあいさつをお願いいたします。

町長 本日、6月議会定例会最終日に際しまして、公私ともご多用のところ、議員各位におかれましては、全員の皆さん方のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

例年ですと、この時期になりますと、町の消防操法大会が開催されています。議員の皆さん方にも本来であれば出席と激励をいただくところではありますけども、残念ですが、本年度は、コロナウイルス感染症拡大防止のために、開催を中止とさせていただきました。また、6月7日の寒狭川の鮎釣りの解禁に合わせまして、例年、鮎釣り大会が開催をされているところではありますが、こちらについても中止となっております。そのほか、グリーンパークでのキャンプのイベントですとか、清崎でのファーマーズマーケットなど、軒並みこうしたイベントが中止となっております。非常事態宣言が解除されたこともありまして、今後は、感染防止対策を徹底した上で、イベントが再開できるよう期待をしているところでもございます。

6月10日に梅雨入りして、もうすぐ1週間になります。今のところ、災害につながるような激しい雨はないようではありますが、近年、日本各地で、急に想定外の集中豪雨に襲われることがありますので、気を引き締めて、対

応していきたいと考えているところでもございます。

新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金、いわゆる一人10万円の交付につきましては、現在の状況を報告をさせていただきますと、議会初日の行政報告では世帯数の89.7%、金額では92.5%が支給済みと報告をさせていただきますところでございます。現在は、世帯数の96.9%、金額で申し上げますと97.6%が支給済みとなっております。

また、休業要請の協力金につきましては、現在、全体の約9割の皆さん方、数にして34件の申請がありました。

また、理美容への協力金につきましても、約8割の皆さん方、14件の申請がありました。この方々にも今、交付をしているところでもありますし、既に交付が終わっているところもあります。引き続き、漏れの無いように処理を進めてまいります。本日は、追加の議案はございません。初日に上程をさせていただきました議案について、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。議事最終日の審議に先立ちまして、私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5 金田 令和2年第7回議会運営委員会の結果の委員長報告を行います。令和2年第2回議会定例会（第2日）の運営につきまして、去る6月12日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1議案第33号から日程第5陳情第2号までは一括上程とします。日程第6から日程第11までは順次1件ごとに上程します。以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

---

議長 日程第1 議案第33号「町道路線の認定について」から日程第5 陳情第2号「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条中『予定価格5,000万円以上』を『予定価格1億円以上』に引き上げることを求める陳情書」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

4 今泉 おはようございます。それでは委員長報告を行います。令和2年第2回総務建設委員会、委員長報告。6月8日月曜日午前8時57分から午前9時52分、総務建設委員会を開催しました。出席者、委員6名全員、議会事務局長、執行部から町長、副町長、教育長、総務課長、津具総合支所長、財政課長、企画ダム対策課長、建設課長、産業課長、計9名。付託された議案4件、陳情1件。その他1件について審議、審議の結果を報告します。

審査事件、1 付託事件

(1) 議案第33号「町道路線の認定について」

質疑なし、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

(2) 議案第34号「町道路線の変更について」

質疑なし、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

(3) 議案第35号「町道路線の廃止について」

質疑2件、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

質疑2件

「町道奥三河線の通行止めの解除と見通しは。」

県の行う小規模治山事業、令和2年5月19日から令和3年2月22日まで、  
で対応している。

「町の説明では、環境を整えば片側交互通行もありうるとのことであった  
がどうか。」

工事の都合上、令和3年1月20日までは全面通行止めにし、早期に完了を  
目指したい。次回の地区懇談会にも説明する。

(4) 議案第36号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す  
る条例について」

質疑3件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しまし  
た。

質疑内容2件、

「消防団員が今後も減ることが予想されるが、団員と話をしているか。」

団員が急激に減っていくので、支援員の協力も含めた体制を整える方針で  
現役の消防団役員と話し合っている。

「団員が少なくなると消防機材の運転、管理が難しくなるが、各地に点在  
する格納庫の管理等も含め、検討してもらいたい。」

今後も消防団員と話し合いながら検討していく。

そのあとにもう一件質疑がありましたが、答弁がありませんでしたのでここ  
で発表しません。

(5) 陳情第2号「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は  
処分に関する条例第2号中『予定価格5,000万以上』を『予定価格1億円以  
上』に引き上げることを求める陳情書」

賛成多数、4対1で趣旨採択することが適当と決しました。

質疑「設楽町が発注した請負契約の中で契約金額が5,000万円以上、1億円  
以上のものが過去3年間で何件あったのか。」

令和元年度は、6,000万円台が1件、8,000万円台が1件、1億円以上が7  
件、平成30年度は、5,000万円台が1件、6,000万円台が1件、7,000万円  
台が2件、9,000万円台が1件、1億円以上が2件、平成29年度は、1億円  
以上が1件、平成28年度は該当なし、平成27年度は1億円以上が2件であ

る。

2つ目のです。「陳情書には『3・6・9・12月の議会定例会の議決まで業者は変更契約および完了検査を待機している』とあるが、臨時議会を開催することで対応できるのではないか。」

臨時議会で対応できる。

「契約の議決は議会の役割であるが、予定価格の下限を引き上げるのではなく、臨時議会で対応するほうが良いと思われる。」

議会の役割を考えれば、その方が良いと思われる。

「町と契約を結ぶ業者は、5,000万円以上の物件は議会の議決が必要であることは承知しているはずではないのか。また、陳情書には十数年間条例が見直されてない旨、書かれているが、地方自治法施行例が変更されていない以上、行政側の落ち度とは言えないのではないか。」

変更契約や完了検査の為に業者を待たせているという意識はあまりない。また、地方自治法施行令で予定価格の下限が平成17年に改正されて以後、現在まで改正されていないので町としては変更していない。資材の高騰も指摘されているが、資材等の高騰に施行令の改正が追いついていないとは考えていない。

趣旨採択意見1件

陳情の趣旨は理解できるので、陳情者に対し、必要な都度臨時議会を開催し、変更契約や完成検査に速やかに対応する旨の一文を申し添えて、趣旨採択とすべきである。

不採択意見1件

本陳情には議会の権限を縮小するような要望が含まれており、議会としては受け入れ難い。よって、不採択とすべきである。

まとめで、いずれにしても本陳情書にあっては、4対1で趣旨採択に決まりました。議会としては、町側に臨時議会を開いていただき、速やかに対応する旨を申し添えたいと思います。

2 その他

「本年11月開催予定のラリージャパンに関し、6月下旬を目途にコース沿い住民の同意書が必要になる為、名倉、沖駒、津具地区で説明会を段取りしている所以議員には承知おき願いたい。」

質疑、「WRC側から観覧席の場所の指定はあるのか。」

観覧席は3ヶ所を計画している。場所については、町で計画し開催委員会に認めてもらう手順になる。

次に「閉会中の継続調査事件について」

地方自治法第109条・第8項、ならびに会議規則第105条に基づいて総務建設委員会所管の事項について、閉会中も調査研究を申出をします。総務建設委員会としましては、新型コロナウイルスに基づいて、今後、所管事項であ

る産業経済、観光振興、町有施設などを調査する必要があると思われるので、引き続き継続調査をしたいと思います。宜しくお願いします。

### 3 管内視察

管内視察にあつては、今回は町道川向大名倉線の切り回し道路を視察し、関係者から説明を受けました。以上で終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

---

議長 議案第33号「町道路線の認定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第33号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第34号「町道路線の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第34号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第35号「町道路線の廃止について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。  
討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。  
議案第 35 号を採決します。採決は、起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、可決です。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。  
議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 36 号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。  
討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。  
議案第 36 号を採決します。採決は、起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、可決です。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。  
議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 陳情第 2 号「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例第 2 条中『予定価格 5,000 万円以上』を『予定価格 1 億円以上』  
に引き上げることを求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

6 金田(文) この陳情について質問いたします。内容というか、表題にも書かれ  
てあるとおり、議会の権能を狭める陳情なんですが、そのことから考えると  
議会としては不採択が適当なのではないかというふうに私は考えます。で、  
ここのところに報告の中にも不採択意見がでていますが、趣旨採択に  
したということについてもう少し詳しい御説明いただけませんか。趣旨は理  
解するが、ということですが、趣旨は理解できるので、っていうところは、  
議会の権能を狭めるということについての趣旨を理解するというふうにこの  
記録上ではとらえられてしまいそうなので、そこらへんをもう少し詳しくお  
願いします。

4 今泉 本陳情にあつては「予定価格 5,000 万円以上」を「予定価格 1 億円以上」に引き上げる陳情書で、8 社が連名で議会議決を求めてきており、地元業者を盛り上げるためにも議決しなければならなかったのですが、一部適用性が難しいことがあつて、委員会のほうで採決したところ、1 名が不採択ということでありました。あと、4 名の方が趣旨採択という意見で、本件は趣旨採択が適当であろうということで、趣旨採択の採択に近い趣旨採択という意見がありましたので、そのようなことを鑑み、今回は趣旨採択になったんですが、これでよろしいですかね。

6 金田(文) ちょっと今説明だと、限りなく採択に近いというお話がありましたが、ちょっとそれは違うかなと。傍聴させていただきましたので、だいたいの様子はわかるんですが、この趣旨採択、趣旨は理解できるので、というところが記録に残ると思いますので、もう少し誰が見ても、この場にいなかった誰が見てもわかりやすい表現にさせていただきたいなという意見です。で、不採択のところに出ている、不採択意見で発表されていることが議会としてはしっかりと陳情主のみなさんをはじめ、町民の皆さんに理解していただかなくてはいけないところなので、そこのへんをもう少しはっきりさせていただきたいと思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

6 金田(文) 先ほど、趣旨採択のところの、文面の文言についてもう少し詳しくしたほうがよろしいのではないかっていうところを申し上げましたが、質問として説明していただくことができませんでしたので、不採択ってということが適当ではないか、ということをお願いして討論にいたします。

8 土屋 私は賛成の立場で討論をします。言われるとおり、議会の権限を狭めていくものなことなので、採択はいたしましたけども、陳情をされた方の、工事が遅れたり、なんていうんですけね、係りの方が少ないので早急に対応していただきたいという趣旨は理解をいたしましたので、その意味での趣旨を採択をいたしました。その上で、議会としては早急な臨時議会などを開き対応していくということで、私はそれでいいと思っておりますので、賛成といたします。

議長 ほかに討論ありませんか。

(「ありません」の声)

議長 これで、討論を終わります。

陳情第 2 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。



〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第2号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

---

議長 日程第6 「所管事務の調査報告」を議題とします。

文教厚生委員会委員長の報告をお願いいたします。

3加藤 令和2年第2回文教厚生委員会の報告をいたします。令和2年6月9日火曜日午前8時55分から9時22分、文教厚生委員会を開催いたしました。出席者は、文教厚生委員、金田敏行議員が体調不良のため、5名、それから議長、議会事務局長、執行部は町長、副町長、教育長、総務課長、財政課長、津具総合支所長、保健福祉センター所長、町民課長、生活課長、教育課長の計10名でした。審査事件ですが、当委員会に付託された事件はありませんでした。その他の項目でいくつかありますので報告させていただきます。

1つ目は、「閉会中の継続調査事件について」ですが、本委員会はコロナウィルス感染症に係る所管事務、学校教育、社会福祉、それから保健衛生等に関する事項について調査を継続していくために、閉会中も開催する必要があるということで、意見が出て、特にほかの異議がなく、議長へ申し入れることと致しました。

2つ目は、「設楽町の感染症予防のガイドラインの周知をどのようにしているのか」ということですが、ホームページに掲載がしてあり、紙ベースでも今後町民に知らせていくということでした。

「フェイスシールドはどんな場所で利用していくのか。」ということですが、学校関係で340枚、残りの260枚を役場職員の窓口、保健師、社会福祉協議会のヘルパーさん等で利用を計画している、とのことでした。

「介護予防活動団体の中には、コロナ禍の影響で介護予防活動支援金の交付申請が遅れた団体もあると。臨時的に購入した衛生資材なども助成の対象になるか。」ということでしたが、1年間を通した事業であり、対象となる、ということでした。

「フレイル予防のために高齢者が毎日実践できるような、文字情報でなく図解で、動機づけになるものを作成してほしい。」ということでしたが、足助病院の専門の先生と相談しながら作成する方向で検討していきたい、ということでした。

「手作りフェイスシールドづくりの計画があるが、寄付を受け付けるか。」ということに対しては、寄付をしていただければ、とってもありがたいと思うので受け付ける、ということと回答をいただきました。

最後ですが、「小中学校適正配置検討委員会の進捗状況及びに今後の進め方について」ですが、アンケート調査の結果を受け、2月、3月の委員会で提言書をまとめていただいております。5月13日に提出をしていただいたと。

今後の予定は、設楽町総合教育会議に諮った後、町民の意見を聞く場を設けていきたいということでありました。

そのあと、管内視察を行いました。1つ目は田口浄化センター並びに北設広域事務組合の新しいし尿処理施設の建設現場の現場を視察いたしました。

2つ目は新設楽斎苑、仮称であります、の建設工場の現場を視察いたしました。報告は以上です。

議長 文教厚生委員会の委員長報告が終わりました。

---

議長 日程第7「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いいたします。

8 土屋 おはようございます。令和2年第2回設楽ダム対策特別委員会の委員会報告をします。令和2年6月11日、午前9時58分よりここ設楽町役場議場にて委員会を開催致しました。出席者として委員6名全員、松下議長、町側からは横山町長ほか7名、国土交通省設楽ダム工事事務所からは真鍋所長ほか8名、愛知県豊川水系対策本部からは竹内事務局長他4名、設楽ダム関連事業出張所からは村田所長他3名の出席のもと行いました。

審査事件といたしまして、所掌事務の調査1「設楽ダム建設事業について」国土交通省設楽ダム工事事務所より説明を受け、質疑をいたしました。質疑は6件でありました。

次に設楽ダム関連事業出張所より事業の説明を受け、質疑をいたしました。質疑は2件でした。次に先にその他をやりまして、質疑は2件でありました。

その後、田内地区にあります、ネコギギ系統保存施設予定地に視察に行き、午前11時55分に終わりました。以上で報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は終わりました。

---

議長 日程第8「総務建設委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務建設委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。総務建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、総務建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

---

議長 日程第9 「文教厚生委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

文教厚生委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に

お配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。文教厚生委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、文教厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

---

議長 日程第10 「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第11 「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出書のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることを決定しました。

---

議長 ここで、財政課長より発言の申し出がありますので、許します。

財政課長 それでは、6月1日の議会定例会初日の今泉議員の一般質問に対する回答の訂正について説明させていただきます。今泉議員からの一般質問の最後に特別定額給付金および、商店等の休業に対する協力金等について、課税対象になるか否かの質問がありました。突然の質問で、ちょっと言い訳じみてしまいますけれども、うろ覚えであったため、両方とも課税されない旨回

答しましたけれども、特別給付金については家計費の支援という位置づけで非課税ということが法律で決まっております。しかしながら、協力金、その他応援金等については私の認識不足という点で、まず謝罪したいと思いますけれども、所得税法施行令第94条に基づいて、必要経費の補填ということで、資産に加えられた損害や心身損害への賠償や生活費の補填ではないということで、課税対象というふうになります。ただし、あくまでも課税対象ということになりますけれども、この協力金を含めて、1年間の事業費収入が赤字の場合や、収支が黒字でも、所得控除等により、所得がなくなる場合は税負担が生じませんので、その旨追加で説明させていただきます。以上です。

議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和2年第2回設楽町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前9時39分